**令和５年度第１回工賃向上計画の推進に関する専門委員会**

**日時　令和５年９月８日（金）**

**午後１時３０分～**

**場所　大阪府庁新別館北館**

**４階会議室７・８**

○事務局　定刻となりましたので、ただいまより「令和５年度第１回工賃向上計画の推進に関する専門委員会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、委員会事務局で、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　まず、会議の開会に先立ち、自立支援課長よりご挨拶させていただきます。

○事務局　各委員の皆様、こんにちは。

○委員一同　こんにちは。

○事務局　ただいまご紹介いただきました、自立支援課長でございます。委員会の開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

　本日は、委員ならびにオブザーバーの皆様方におかれましては、何かとお忙しいところご出席いただき、また、日頃から、障がい者の就労支援の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、今年度（令和５年度）は、「大阪府工賃向上計画」の３年目にあたりまして、最終年度となっています。のちほど詳しくご説明いたしますが、大阪府における令和４年度の平均月額工賃につきましては、前年度（令和３年度）を約７％上回り、各事業所において、ウィズコロナの中ではございましたが、さまざまな取り組み、あるいは事業所の努力が実を結んだ結果であると考えています。

　本日は、大きく２つの議題を予定しています。特に、今年度は次期大阪府工賃向上計画の策定年度となっていまして、工賃向上計画の見直しについて、各委員の皆様にご意見を頂戴したいと考えています。

　最後になりますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの分野における専門的な見地から忌憚のないご意見を頂戴賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　さて、本日のご出席の委員の皆様につきましては、お手元に委員名簿をお配りさせていただいています。この８月に委員の交代がございましたので、はじめにご紹介させていただきます。

　小髙委員のご後任として今回から参加いただきます、新垣委員です。よろしくお願いします。

○委員　よろしくお願いします。

○事務局　ほかの委員の皆様につきましては、前年度（令和４年度）に引き続き委員をしていただいていますので、紹介は割愛させていただきます。

　本日は、６名の委員がご出席ですので、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱」第５条第２項の規定により、委員定数７名の過半数に達しており、会議が有効に成立していますことをご報告いたします。

　続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

　次第

　議題１関係、資料１‐１、資料１‐２、参考資料

議題２関係、資料２

　お手元にございますでしょうか。過不足がございましたら、お申し付けください。

　それでは、この後の議事進行につきましては、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱」第５条に基づいて、與那嶺委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長　はい。よろしくお願いします。お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。本委員会は、「就労支援部会」から付託された、福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援にかかる調査審議に関する事務について、原則公開で審議することとなっています。今日は内容説明にボリュームがありますが、説明ののち、皆様の貴重なご意見等をいただきたいと思っています。その際、どんな質問・意見でも結構ですので、ご遠慮なくしていただければと思います。

　私もここに来る前に、別委員会、それは委員の一人で参加していたのですが、そこでたくさんの人がいるので、意見を言う時に、「あほなこと言わんとこ」みたいなことを考えながら意見をしていたのですが、意外とそういう時はいい意見だったりすることもあったりします。ましてや、皆さんのご経験と知識に基づいたご意見・ご質問ですので、一切そういったことはないと思いますので、ぜひ、ご遠慮なくご意見・ご質問を積極的にしていただければと思います。それに対して事務局から、全てそれを実施できることではないのかもしれませんが、今後の示唆と刺激になると思いますので、運営のご協力にどうぞよろしくお願いいたします。

　それでは早速ですが、議題（１）「工賃向上計画の見直しについて」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局　自立支援課です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

　議題（１）「工賃向上計画の見直しについて」、ご説明します。大阪府においては、国で策定されている、「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」に基づき、令和３年度から令和５年度の３年間の工賃向上計画を策定し、取り組みを進めてまいりました。本日は、本計画を見直し、令和６年度から、次期計画案の策定についてご意見をいただきたいと思います。

　資料につきまして、資料１‐１が計画案、資料１‐２が現状、実績等となっています。まず、資料１‐２により、現状の取り組み状況や、工賃実績調査の速報値のご報告、工賃に関する分析等をご説明したあと、資料１‐１の計画案をご説明します。そのあとに、農政室より、農と福祉の連携の取り組みについて、ご説明させていただきたいと思っています。それでは、資料１‐２をご覧ください。

　こちらは、表紙に目次を記載しているのですが、上から１つ目の実施状況と、２つ目の工賃実績調査が、例年ご報告させていただいているものです。その下の４つのポツにつきましては、今回の計画の見直しにあたり、計画に関する基礎データや工賃の他府県との比較、工賃調査時に行った事業所へのアンケートを踏まえ整理し、まとめた構成となっています。ボリュームがありますので、かいつまんでご報告させていただきます。それでは２ページをご覧ください。

　令和３年度から実施している、工賃向上計画事業の取り組み状況です。この取り組みは６つに分けて実施しています。１つ目の、工賃引き上げシートの作成及び計画の実行支援につきましては、事業所において国の工賃の指針において計画を作成することとされています。事業所において計画を作成のうえ、生産活動を取り組んでいただくという流れになっています。こちらは、都道府県に提出していただくものですが、令和４年度は８２．７％で、令和５年度７月末現在では７８．６％というところで、法人の事業所数が増えているというところで、提出率が前年より下回っています。

　この実行支援としまして、事業所経営力の強化ということで、昨年度、今年度は食品製造関係のセミナーなどを実施しているところです。

　２つ目の、共同受注窓口の運営、優先調達の促進につきましては、受注件数の欄ですが、令和４年度は８６１件と、前年に比べ３００件弱増加していまして、取引額も１６％増加しているというところです。

　続きまして、次のページの３の、優先調達につきましては、のちほど、工賃実績調査のところで詳細に説明させていただきます。

　４、製品「こさえたん」の認知度向上の取り組みにつきましては、現在ホームページやメールマガジン、ＳＮＳなどに取り組んでいるところです。

　おめくりいただきまして、５、大阪府庁アンテナショップの運営ですが、令和４年度の売上欄をご覧いただきますと、１，４００万円と、前年比で１２％増加しています。こちらの社会参加の取り組み欄では、コロナ禍の影響も少なくなりまして、中央図書館や外販イベントを実施していまして、外販イベントは参加していただいている事業所数も増加しているというところです。

　続いて、５ページ目から、令和４年度の工賃実績調査の速報値についてご説明します。６ページをご覧ください。こちらは調査の概要でございます。調査対象としまして、Ａ型とＢ型の事業所、計１，９４８事業所に対して調査を行いまして、回収率は８９．９％となっているところです。中ほどにあります、平均工賃と賃金の月額ですが、Ａ型では８５，０６３円、Ｂ型では１３，６８０円となっています。

　続いて、７ページをご覧ください。こちらは、平均工賃月額の分布状況となっています。下段に記載していますが、中央値につきましては前年度から７１６円増加しているところで、１１，３５２円となっています。平均額は、前年度に比べますと、８９５円増加しています。工賃の分析は、のちほど改めてご説明させていただきます。

　おめくりいただきまして、８ページからは、優先調達の実績となっています。こちらは８ページ、９ページで、目的、根拠、これまでの取り組みを記載していますが、障がい者の自立を促進するため、地方公共団体等は障がい者就労施設等の受注の機会の増進を図るよう努めなければならない、とされているところです。

　大阪府におきましては、例年、優先調達の方針を定めまして、全庁で取り組みを進めているところです。

　１０ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、これまでの実績額の推移ですが、令和４年度が２億円を超したというところです。

　続きまして、１１ページです。調達の内訳、製品別で記載させていただいているところです。こちらは、下のほうにポツで書かせていただいています。増加している要因としまして、クリーニング、毛布の洗浄や清掃の発注件数が前年度より１４％伸びているというところです。

　続いて、１２ページをご覧ください。こちらは大阪府庁内の組織別の実績となっています。事業を行う部局、につきましては概ね件数や金額が増加しているというところです。

　続いて、１３ページをご覧いただきたいと思います。１３ページの上段につきましては、発注先別の区分をしました資料となっています。こちら、下段のほうは、調達の大阪府以外の市町村、地方独立行政法人の実績も記載させていただいているところです。

　続きまして、１４ページから、工賃向上計画の基礎データのほうを見ていきたいと思っています。こちらもボリュームがございますので、各ページの下の段に四角で囲んでいます、そちらを中心にご説明させていただきます。

　１５ページにつきましては、工賃実績の推移となっています。工賃支払い総額は、上昇していまして、工賃の月額、時間額ともに過去最高となっています。令和３年度の平均工賃月額は、全国で最下位という状況です。

　続きまして、１６ページをご覧ください。こちらは、工賃目標の達成状況です。令和４年度、目標達成率は、目標１４，１００円に対しまして、実績速報、１３，６８１円で９７％となっています。大阪府の工賃向上目標額、前年比８％という目標を達成した事業所数は、全体の４割となっています。これまでの実績の対前年の伸び率の平均は約５％となっていまして、８％の増加は高い目標であったと考えているところです。

　続きまして、１７ページをご覧ください。こちらは事業所数と利用者数となっています。事業所数につきましては、全国トップとなっています。事業所数、利用者数とも、全国より、対前年の伸び率が高くなっているということです。

　続いて、１８ページをご覧ください。障がい者数について、記載しています。大阪府における総人口に対する障がい者の人数の割合、こちらは全国に比べて高いというところです。

　２つ目のポツは、障がい者全数のうち、精神障がい者の方の割合が、２５．９％と、全国に比べて高くなっています。

　３つめのポツですが、障がい者全数に対するＢ型利用実人数の割合、こちらは全国に比べてやや低いというところです。１事業所当たりの利用延べ人数、こちらは全国で４５位と低いというところで、小規模の事業所が多いのではないかと考えています。

　続きまして、１９ページです。こちらは、主な作業内容についての資料となっています。内職等を実施する事業所が約７００事業所で、全体の５４％を占めています。工賃が高い作業についてはクリーニング・印刷・データ入力、低い作業は自主製品・内職等となっています。

　おめくりいただきまして、事業所の設立年数や在宅利用について記載しています。設立年数別ですと、工賃について、大きな差はなかった、利用者の在宅利用の割合では、利用なしと利用率５０％以上で、ほぼ同額となっているというところです。

　続いては、他府県比較に入らせていただきたいと思います。２１ページをご覧ください。他府県の工賃実績と大阪府を比較し、傾向を分析しています。全国の都道府県のうち、近畿圏、大都市、工賃平均月額が高い１３団体にご協力いただいています。

　次のページ、２３ページをご覧ください。こちらは、工賃額別事業所数について比較しています。大阪府は、他県よりも事業所数が多く、１５，０００円未満の事業所の割合が他府県に比べて高いとなっています。

　おめくりいただいて、続いて、利用時間についてです。

利用時間の平均ですが、他県と比較して低水準となっています。６０時間未満の事業所の割合につきましては、他県よりも高いというところで、大阪府、他府県ともに、利用時間が長いほど工賃は高くなるという傾向となっています。これらから利用時間が短いと工賃が低く、作業の習熟度が上がらず、工賃に結びつかない可能性があるのではないかと考えています。

　続いて、２５から２６ページで、利用人数に関して、事業所定員、定員充足率、支払い対象者延べ人数を比較しています。２６ページのほうの四角囲みをご覧ください。定員数が２０人以下、定員充足率が５０％未満、工賃支払い対象者延べ人数の少ない事業所の割合が、大阪府は他県に比べて高くなっているというところです。

　４つめのポツですが、他県においては定員数等に比例して工賃が高くなる傾向がありますが、大阪府ではこちらが比例していないというところになっています。これらから大阪府では、小規模の事業所が多く、定員を充足できない等で定員の確保が優先課題になっている可能性があるのではないかと考えています。

　続いて、２７ページです。法人種別で見ています。大阪府は社会福祉法人の割合が低く、営利法人の割合が高くなっています。工賃との関係は、他府県では社会福祉法人が高く、営利法人やＮＰＯ法人が低い工賃である傾向ですが、大阪府では明確な傾向はないというところになっています。

　続いて、２８ページからは、事業所アンケートを記載させていただいています。

　２９ページに、概要を記載させていただいているのですが、今年度の工賃実績調査時に、Ｂ型の事業所に対してアンケートを実施しています。回答ですが、左下、こちらは目標と実績に関して、達成していない事業所は４７％、達成した事業所は４１％となっています。右上、計画の活用状況について、活用しているのは６４％、活用していないのは３６％となっています。活用の方法については、職員間で目標値・取り組み等を共有されているという回答が一番多くなっているところです。

　続きまして、３０ページをご覧ください。事業所における基本報酬の区分についてお聞きしています。大阪府では、１万円以上、１．５万円が最も多くて、事業所数の割合でいいますと、３４％となっています。その次が、１万円未満の３０％となっているところです。令和３年度にできました新しい報酬体系、下のところですが、こちらを選ばれているのは３％となっているところです。

　続きまして、３１ページですが、「事業所として工賃向上を重視していますか」と質問させていただいています。「重視している」と回答されたのが８７％。重視する理由、右上にありますが、利用者のモチベーションアップが大きく、その下に、重視しない理由を書いていますが、こちらは、「利用者に適した収益が上がる業務に結びついていない」が最も多くなっているところです。

　３２ページ、３３ページにつきましては、その「工賃を重視する」「重視しない」の自由記述をまとめさせていただいています。重視するほうが「利用者確保のため」「利用者の成長支援のため」というところを記載されているところが多く、重視しないところですが、こちらは「工賃向上よりも支援を重視する」「利用者のニーズがない」というアンケートの記載がありました。

　最終ページに、この調査アンケート等をまとめて記載させていただいています。左側上に、これまでに見ました、大阪府の特徴、下はアンケートのまとめを記載させていただきまして、右側に今後の方向性等を記載させていただいています。方向性につきましては、平均工賃以下の事業所の底上げ支援、情報提供の充実、新規参入事業所に対する理解促進、工賃向上を重視しない事業所への理解促進としまして、具体的な取り組みは、工賃向上計画の提出、活用の促進、事業所ニーズに応じた研修、情報発信の充実、共同受注窓口の促進や認知度の向上や販路拡大を考えています。

　こちらの資料１‐２を踏まえまして、資料１‐１をご覧いただきたいのですが、次期工賃向上計画についてご説明させていただきたいと思います。

　まず、大阪府の工賃目標につきまして、「大阪府工賃向上計画」の令和３年度版では、工賃目標を各事業所の前年実績から８％以上の向上を図るとしまして、令和５年度に１６，５００円を第６期大阪府障がい福祉計画の数値と定めています。令和３年度、令和４年度の実績を踏まえますと、令和５年度の１６，５００円は未達の見込みとなると考えています。

　３ページも合わせてご覧いただきたいのですが。令和６年度から８年度の工賃目標につきましては、令和４年度の速報値を踏まえ、年５％向上することで第７期、次期の大阪府の障がい福祉計画の数値目標１６，５００円の達成を目標と設定することを考えています。

　他府県比較等から、大阪府においては、工賃が低い理由として、事業所が多く、利用時間が短い利用者が多いことがあげられ、アンケートからは、利用のあり方や工賃向上をしない利用者、事業所も存在することがうかがえたというところです。他県と比較し、小規模、定員未達の事業所も多くあり、経営支援に関する研修等による情報提供など、それぞれの事業所のあり方に応じた工賃向上支援に取り組む必要があると考えています。

　資料の最後のページですが、次期の工賃向上計画の概要の案を示させていただいています。計画の項目につきましては、これまでの項目を再編しまして、工賃向上計画の策定・実行支援、共同受注窓口の運営、優先調達の促進、「こさえたん」の認知度向上、農と福祉の連携の促進の４つに分けて取り組むことを考えています。

　１つ目の、工賃向上計画の策定や実行支援については、これまで取り組んできた事業のうち、事業ニーズに応じた経営力や技術力などの研修や情報発信の充実に取り組むことを考えています。

　２つ目の、共同受注窓口運営につきましては、窓口の安定的な運営を目指し、また、大阪府が取り組んでいる、公民連携企業や障がい者サポートカンパニーに対する周知をすることにより発注を促進しまして、また、在宅就業マッチング支援事業の新規業務の開拓等に取り組んでいきたいと考えています。

　３つ目の、「こさえたん」の認知度向上に向けた情報発信につきましては、府内イベントによる外販やオンラインショップによる販売機会の確保、ＳＮＳでの発信の充実に取り組んでまいりたいと考えています。資料は以上となります。

○事務局　農政室推進課です。「農と福祉の連携」に関して、ご説明させていただきます。少し資料は戻るのですが、資料１‐２の４ページをご覧いただきたいです。農と福祉の連携の推進に関しまして、令和３年度、４年度、及び、５年度計画について、ご説明をさせていただきます。

　大阪府で、農と福祉の連携に関して、取り組みとしては大きく２つありまして、１つは大阪府のフェスで農業に関するワンストップ窓口として、大阪農業をつなぐセンターという窓口を運営しているのですが、その中で農と福祉の連携に関する相談も受け付けていまして、そこの窓口に年間２０前後のご相談をいただいているところです。

　ここの「参入者」と書いているのは、自ら農地を借り受けて農業生産を始められた事業所や特例子会社の数を書いているのですが、令和３年度は２者、昨年度（令和４年度）は３者ありました。

　その下の、もう一つの取り組みですが、農業者と福祉施設による農作業請負の契約締結支援事業も行っていまして、こちらに関しては、だいたい年間、マッチング１０件を目標に毎年取り組んでいるのですが、令和３年がマッチング８件、令和４年が５件。その中で、請負契約の締結までいきましたのが、令和３年度が０で、昨年度は１件あったという状況です。令和３年度に関しては、コロナの影響もありまして、なかなか進まなかったというところですが、昨年度中は１件で、そのあと、年度が変わってから、今年度に入って昨年度にマッチングしていた中で契約が組まれたという話も、エル・チャレンジさんから報告を受けていますので、実際としては２件あるのかなと思うのですが、実績としては１件として書かせていただいています。

　今年度については、７月末現在の実績ということですので、窓口に相談があったのが、農と福祉の連携に関しては７件ありました。農家と福祉施設の作業請負契約の締結支援に関しては、事業のスケジュール上、８月末ぐらいに説明会をして、そこからマッチングと請負契約の締結支援をしていく関係で、現時点では実績の数字としてはあがっていないのですが、これから進めていく予定にしています。

　令和６年度の次期計画の概要ですが、資料１‐１の４ページです。一番下のところをご覧いただきたいのですが。農と福祉の連携の促進に関しては、引き続き、ワンストップ窓口の運営と、福祉事業所と農業者の作業請負契約の締結支援を行っていきたいと思っているところです。ただ、農家と福祉施設の締結支援に関しては、平成２９年度から事業を実施しているところで、これまでそういった取り組みに興味のある農業者さんには重点的には声掛けをして、一定周知はしている中でなかなか新規の取り組みが満たさないといいますか、なかなか増えてきていないというところもあって、制度の見直しといいますか、その事業の進め方についてこのタイミングで検討していきたいなと思っているところです。そのやり方についてはまだ検討中の段階なので、具体的なことはお伝えできないのですが、制度の見直しをして、引き続きこういった取り組みを進めようと、支援していきたいと思っています。

　また、国の動きとしては、農林水産省で農福連携の専門的な人材の育成を重点的に進めているところもありますので、こちらのほうも大阪府として取り組むべきかどうかも含めて、検討していきたいと思っているところです。以上です。

○委員長　ありがとうございました。どちらの事業も受託事業者であるオブザーバーから補足はございませんでしょうか。

○オブザーバー　特にございません。

○委員長　それでは、ただいま、議題（１）「工賃向上計画の見直しについて」の説明がありました。これまでの取り組みと基礎データ、他県比較というのはたぶん今回が初めてでしたか。

○事務局　はい。

○委員長　そういう新しいアンケートのところもですが、これまで委員会で使っていなかったデータなども出てきて、逆にデータが多いので、若干混線気味なところもあるかもしれませんが、それも踏まえて、お気づきの点で結構ですので、それをもとに令和６年度からの計画、農福連携も含めて提示されていますので、ご意見等をいただきたいと思っています。今回、実質的に初めてご参加される委員の方もいらっしゃいますので、基本的なことでも全くかまいませんので、ご意見・ご質問、また、事務局のデータの解釈というか、見方というか、そういったところにも、「いや、こんな可能性あるんちゃうか」みたいなところも含めて、いただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。委員、お願いします。

○委員　私から、すみません。全然わかっていないからあれなんですが、最初の右下の４ページ、資料１‐２かな。

○委員長　資料１‐２の。

○委員　はい。令和４年度、５年度と書いてある。例えば。この共同受注窓口の運営、優先調達の促進というのは。

資料１‐２ですね。２ページ目の、例えば、２の中間にある、令和５年度ですか、これは。受注件数３５２件、取引額１，８２４万６０００円というのは、これは障がいを持っている方々がいろいろ物づくりをしたり、いろいろなサービスをしたりした受注件数が３５２件という意味ですか。

○事務局　そうです。

○委員　それで、そこで１，８００万円、売上げを上げましたというのを、これはずっと。一番上はあれか。工賃引上げ計画シート策定の支援、実行支援なんで、下へ行くと、

３ページ目の一番上の優先調達制度の積極的活用。優先調達制度というのは、そういう障がいを持たれた方々がやっている事業のものを優先的に買っていきましょうという。

○事務局　そうですね。はい。こちらは８ページをご覧いただきたいのですが、

真ん中のところに、根拠法というのがあるのですが、国等による障害者就労施設等からの物品調達推進に関する法律というものがございます。そちらのほうで、「地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるように努めなければならない」ということがありまして、これに基づきまして大阪府では、先ほどの製品別や部局別という資料を作成しているのですが、そのようなものを障がい者の施設や、直接施設へお願いしたり、共同受注窓口としまして、エル・チャレンジさんにお願いしたりしまして、発注しており先ほどの３ページのところの数字にまとめています。

○委員　はい。３ページのこの数値というのは、例えば、３ページの令和４年度、９億７，５０８万６，０００円、４，１１６件というのは、これはなんか目標の事業計画の「これぐらいやりましょう」というのがあって。

○事務局　事業計画まではなくて、先ほどの８ページ、９ページのところですが、特に９ページのほうで、大阪府では各部局に「こういう取り組みがあるから購入をお願いします」という形でお願いさせていただいていまして、福祉部のほうから、大阪府庁内のそれぞれの部署のほうに購入するのであれば、障がい者福祉施設のほうで印刷発注してくださいとか、そういうお願いをしているというところです。この取り組みが１０ページですが、年々上がってきまして、令和４年度は２億円になっているというところです。

○委員長　大阪府だけではなくて、市町村も含めてということですね。

○事務局　そうですね。

○委員　わかりました。すみません。ありがとうございます。

○委員長　ほかにいかがでしょうか。ご質問でも結構ですので、基本的なところから、ご意見等を含めてなんですが。まず、データの見方とか。これどういうことであったり。

○委員　令和４年度とか令和５年度の実施状況みたいなやつの説明がこの後ろにしてあるということですね。

○事務局　そうですね。工賃と優先調達のほうは特に毎年調査をしていますので、特出しでさせていただいています。今回はこの工賃の分析があったので、事業実施の状況をきゅっとコンパクトにしてしまっていたので、説明がわかりづらいと思います。申し訳ないです。

○委員　ああ、はい。すみません。いえいえ。

○委員長　特出しで説明されているデータとかではという資料ですね。

○事務局　はい。

○委員　これ、最後のページ、３４ページ、事業所のニーズに合わせた研修というのは、企業に対する研修ですよね。

○事務局　事業所ですね。就労のＢ型の事業所やＡ型の事業所、就労系の障がい福祉サービスを対象に考えています。

それをすることで、工賃が向上していただけるような。

○委員　それはその直接障がい者の方への研修では、それじゃなくて。

○事務局　障がい者への研修ではなくて、障がい者の施設を運営している支援員の方等を対象としています。直接支援は、この中ではやっていないですね。

○委員　わかりました。はい。すみません。

○委員長　それは基本的なデータを解釈したり理解するうえで必要ですので、ぜひ、そういった質問をお願いできればと思いますが。いかがでしょうか。ほかの委員の皆さんからも、ご意見。はい。委員、お願いします。

○委員　今ちょっと質問でね、優先調達法、数字的には、これは年々上がってきているということなんですが、具体的に増やしてきた努力はどういうところなのかというのと、実際に数字では目標はない、立てられていないので、逆に言うと、工賃の目標はありますが、ここら辺をいくらぐらいにしたら、それに伴って工賃が上がっていくのではないかなと、僕は思うんですが、その辺はどうかなというところを。

○事務局　はい。まず、取り組みのほうですが、大阪府ですので、組織として会議がやはり出てくるというところがありまして、各部がありまして、部の中で部長の下に次長という役職があるのですが、その次長の会議のときに、「こういう制度がありますので購入をお願いします」というのを、昨年度は２回実施しています。そういった周知、あとは庁内のホームページで、楽に、比較見積り等がなくても契約できますよという取り組みであるので、そういったメリットと手続等の説明は庁内向けのホームページを作ったり、周知をしたり、あとは年度変わりであれば、名刺をたくさん作成していただけるとか、そういったところがありますので、そのタイミングを見て、庁内のネットに載せて広報をかけるとか、そういった取り組み、地味な取り組みなんですが、そういうところで上がってきているというところです。目標金額のほうなんですが、こちらがイベント等に左右されるところが、特に多いということがありまして、例えば、コロナのときでしたら、物品の配付などをしないのでなくなっているものが、今年でしたら、「オレンジリボンキャンペーンをします」ということでオレンジリボンを作ったり発注するというところで伸びたり、数年に１回クリーニングに出しますというのがあれば、数年に１回だけがんと上がったりするというのがあって、なかなか計画、目標額というのを立てるのは難しいところ、毎年定型である事業ばかりではないというのが、ちょっと計画を立てづらいものですので、「機会があれば使ってほしい」というので今は動いています。

○委員長　委員、いかがですか。

○委員　大丈夫です。

○委員長　庁内では、つなぎや周知やお願いなど、そういう形で時機を見て、またタイミングを見てお知らせしている状況だということですね。なかなか場所によって、部署によっても、年々変動があったりするので、なかなか立てづらいという。

○事務局　はい。

○委員長　１１ページで、例えば、物品の内訳で事務用品・書籍、去年よりばあっと上がっているので、なんか大阪府の職員の人がみんな鉛筆をたくさん買ってくれたのかなと思ったんですが、それは違うという話で。オレンジリボンとか、そういうイベント系で上がったりしているという話だったんですが、そういうのが毎年あるわけではないという話ですね。

○委員　ここの数値は、大阪府さんが取り組んでやっている数字。

○事務局　大阪府の数字です。はい。

○委員　民間とか、そういうことじゃなくて。

○事務局　ではないです。大阪府が発注した数字の表になります。

○委員長　いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　そんな中で、でも、年々少しずつ上がってきているというあたりは、何かしら前年度額みたいなのは意識しながら、ということではないんですか。

○事務局　はい。一度購入手続きをすると、そういった経験や知識が広がっていくので、徐々に広がっているところだと考えています。

○委員　先ほど、委員長が言われた金額の差なんて、かなり差がある、令和３年度から４年度で、それこそ３００万円以上ある。

○委員長　そうですね。こんなに鉛筆使いませんからね。

○事務局　ただ、毎年、年度当初の段階で、先ほど説明した、次長会議という各部局が集まって定例的に会議をやっているんですが、わりと年度の始めのほうに。こちらとしては、やはり工賃向上につなげてほしいということなので、できるだけ前年度よりも実績が上がるようにということのお願いは。それは毎度やっています。

○委員　そうですよね。一応。

○事務局　はい。これは公費の世界ですので、カウントできるのは公費でカウントするのですが、例えば、公費でカウントされない我々が個別に、名刺の注文したり、ほかの自分たちの、内輪で何かやるときに物品をお願いしたり、というようないろいろなそんな工夫でも活用してほしいというような思いもお伝えする。公費のほうでも、できるだけこういう方法で、契約の問題もあると思うんですよ。最後に言った、いわゆる随意契約という形でいきますので、つまり入札を経ないという部分はかなり大きいことで、「多少単価が高くてもこっちで」という流れは徐々にでき、意識はでき上ってきているということはあると思います。

○委員　そうですよね。

○委員長　１回経験すると、「ああ、それでやっていこうか」みたいな流れもできてきているという話ですね。

○事務局　はい。結局、「法律で定められて随意契約できますよ」という前提条件がありますので、それで進みやすくなっているというのはあります。

○委員長　委員、いかがでしょうか、今の回答。

○委員　はい。わかりました。目標はないけれども、「前年度の」みたいなことは意識して設定されているという理解でいいのかなと思いながらですが。もう一ついいですか。１３ページの、その優先調達の速報値のところで、令和４年度の実績が、市町村だけが前年比して、少し下がっているというとこら辺は、これは何かあるんですか。他は上がっているんだけれども、横ばいというところもありますが。

○事務局　そこの分析までは、確認できていなくて、すみません。

○委員　いえいえ。わかりました。何かわかっていればと思ったんですが。はい。

○委員長　コロナの状況が絡んでいると。でもね、令和３年度、４年度、見てないとわからないと思うんですがね。ちょっと分析は。

○事務局　はい。

○委員長　委員、よろしいですか。

○委員　はい。結構です。

○委員長　はい。委員。

○委員　先ほどの優先調達の市町村が上がっていないというところなんですが。わからないんですが、守口市では優先調達の受注する窓口が決まっていないというか、できていない。じゃ、それは誰がするねんというところで、実際にその窓口を作るとなったときに、事業所のどこかが代表としてやらなくてはいけないんですが。もちろん、その各事業所、普段の業務がある中で、そこをどう請け負うのかというところで、ちょっと止まっているところがあって進んでいないという現実があったりしますし。吹田市に話を聞くと、１つの事業所がすごい市役所に声をかけに行ってつなげていって、吹田市のご理解ある方が、各部署にも声をかけていただいて、すごいつながったみたいな話もあって、そこら辺のちょっと協力的なところも必要なのかなとは思ったりはします。はい。

○委員長　窓口をどこがやってくれるのか、協力、横のつながりができているかで変わってくるんじゃないかと。

○委員　そうですね。昔からもうできている市町村は、そこに行けばやっていって、やり方がわかっていて、新たな事業所がきたときに、ここに言えば、ちょっと話をふってくれるというのができていたら、それですごいぐるぐる回るのかなと思うんですが。そこに窓口ができていない市というのはたくさんあると思うので、そういったところでなかなかこう伸びてこないのかなという感じは、個人的にはちょっと、今の話を聞いていて思ったところです。

○委員長　このつながりとか窓口、関係性を広めていくと、優先調達のほうもという話ですね。

○委員　そうですね。

○委員　その辺は政策上、設置を促進するみたいなことにはなっていないのですか。市町村単位で。特段。

○事務局　通知等では、共同受注窓口を作って受注をしたというような厚労省の通知は出ているところで、大阪府内では１２カ所といいますか、共同受注されているところはあります。エル・チェレンジさんにお願いしまして、その共同受注窓口の会議というのを年に２回ほどやっていただいて、それぞれのやり方を情報共有していただくという取り組みをしています。ちょっと今回はご報告に入れていないのですが、２回目ぐらいで、いつも取り組み状況などもご報告させていただいているところなんですが。それをさらに広げていくとなってきますと、一部の市ではその会議でオブザーバーとして参加されたりというのはされているんですが、やはり地域で、市でがんばってもらわないとなかなか、地域の事業所の連携というのを大阪府が、というのはちょっと難しいかもしれないかなと思っています。情報の横展開など、そういったところはさせてもらっているというところです。

○委員長　オブザーバー、どうですか、今の話に関して言うと。

○オブザーバー　そうですね。いろいろなところでお話を聞く中で、やはりその優先調達を市町村内で調達額を上げるためには共同受注窓口が必要だという認識を、先日もある市さんでお話を伺ってきたんです。ただ、そういった固定的な窓口を作るということには、それぞれ地域の事情というものもやはりあるようでして、なかなかそれができにくい、または、むしろ、それに類するような昔からある施設さん同士、作業所さん時代からの連絡会や部会が、窓口とは言わないけれども、それに代用しているので、それでまかなえているというところもあります。

　なかには、エル・チャレンジ自身がこういった府下全域で、広域で共同受注窓口をしていますので、先般エル・チャレンジに地域の窓口になってほしいというご依頼もいただいたり、それぞれでいろいろご検討なさって共同受注窓口の設置と優先調達額の底上げということはご検討なんだろうなということで了解しています。

○委員長　そういう意味では共同受注窓口を強化するみたいなところの中で、優先調達もそうだし、工賃向上もそうだろうし、というところにもつながるのかなというような状況ではあるんです。はい。委員、どうですか。

○委員　はい。そうですね。今、大阪府の工賃が１５，０００円未満が７２％と出ていると思うんですが、この令和６年度から８年度の目標工賃が、令和５年度で１６，５００円というところで、未達成見込みであるとも書いているのですが、ここら辺は一応、このまま１６，５００円で設定はさせていただいてということですね。

○事務局　はい。

○委員　クリーニングだったり、作業単価が高いものであったりもあるんですが、今のその中で受注生産であったり、内職というところの作業、下請けのところはやはり工賃が低いというのがあったり、職員さん自体がなかなかそこに、工賃向上に対して意欲がというところもあるとは思うんですが。もちろん、意識改革であったり、事業見直し、組織づくりというところが大切になってくるのかなと思うんですが。コンサルタント派遣というところを見たところで、令和３年度から５年度にかけて件数が増えるのかなと思ったら、減ってきているというところ、でも工賃の向上は８７％が重視しているというところがあって、そこら辺が結びつかないのかなと。最後のまとめのところでは、いろいろなところの支援、理解の推進であったり、工賃向上の底上げというところがあるんですが、具体的なところで、こうしていったら、ちょっとは変わるかなというところが今、見えていたりします。

○委員長　どんな取り組みしたら上がるのかなあと思ってるみたいな話。

○委員　はい。かなっていうぐらいで。

○事務局　そうですね。まず、やはり経営の支援も必要なのかなというところは感じているところです。生産活動というのが、やはり経営の知識等も必要になってくる。支援員さんの支援の熱意だけではやはり、昨今でしたら、物価の高騰など、そういったものにも対応していくというところもあります。現在はコンサルタントの支援があり、このコンサルタントは経営だけでなくて、技術支援など、そういったコンサルタントも含めてやっていただいているのですが、経営力によって利益の上げ方といいますか、しいては、工賃の配分にまで結びつくような運営のやり方というところも課題と考え、具体的な取り組みのところで、研修などで今回は考えているところです。

○委員　そうですね。いろいろ事業所でも種類があって、作業時間が６０時間未満というところが５０％ぐらいあるんですよ。もちろん、就労Ｂだけの事業者だけではなくて、生活介護と併用してやっているところもありますので、その送迎時間、もう少し就労の利用者さんはもっと作業したいけど、送迎が一斉に出るので、短くなってしまっているところが出てきたりするのかなと思うんですが。これは僕の個人的な意見ですが、報酬単価とかがもう少し上がればうれしいなと。

○委員長　賛同していますけどね。なかなかそうなるのは難しい。

○委員　そうですね。すいません。私からは以上です。ありがとうございました。

○委員長　いえいえ、そういうのも言っていただかないと。以上ですか。報酬単価で終わってしまいましたが。そういった形で事業所、それぞれ今は違う形態もあったりするしということで、お話がありました。委員、先ほど手をあげられてた。

○委員　いえいえ。

○委員長　大丈夫ですか。いいですか。委員、お願いします。

○委員　Ｂ型はやっぱりかなり増えているんですか。増えていて、うちの社会福祉法人ですが、一般の、今の経営が成り立つ条件がやはり揃っているんですよね。

○事務局　そうです。増えているということは、そう見込まれて参入されているのかなと。はい。昨年も２５０ほど増えており、1年あたりの増加件数が増えていっているという感じではあります。

○委員　それで定員が満たないところがある。

○事務局　そうですね。先ほどの分析でも、定員を満たしていない事業所があります。

○委員　そこで定員割れして、経営がかなり厳しくなって、そっちに職員の意識がいってしまって、安心して経営母体があって工賃向上を目指すという、今まではそうやってんけど、なんか今変わってきているような気がして、それをどうにか、どうにかできないですかね、大阪府は。

○委員長　でも、数が増えてくると経営が、定員が満たないとなってきて、本来支援のところに手が行かないと悪循環していくみたいな。

○委員　そう。そこは大きいかなと、僕は思って。

○事務局　はい。指定につきましては、大阪府は権限移譲等もしていますので、各市で実施されている場合のほうが多いのです、数に対してどうこうするということでいうと、総量規制という方法がありまして、昨年度は大阪府から市町村へアンケートをさせていただいたんですが、「今後、検討する可能性はある」という回答で、今直ちにそこについて検討するという状況は、昨年のアンケートではまだ見て取れなかったという状況です。各市のほうでまだ計画に対するよりも多いので制限をかけるということは、大阪府内ではそこまでではないと考えます。

○委員長　ほかの都道府県に比べても、結構多い、数がそもそも多くて、そして増えているみたいな状況もあってということですよね。そんな中で経営がひっ迫して、支援も質も落ちていくとなるとちょっと、それはそのままでいいのかみたいにはなるし。ほかいかがでしょうか。ぜひ、いろいろなご意見やご質問をいただけるとありがたいですが。

○委員　就労Ｂの事業所が増えてきているというところで、こういう母体があって仕事があるからＢで活用しようとなって、じゃ、営業もしなあかんわ、工賃も渡せるじゃないですか。社会福祉法人として、利用者さんの居場所など、そういうのを重視してされているところがあって、そこで「じゃ、作業もらわな」と、２カ所の種類があって、作業があるから利用者を入れる、利用者がいるから作業を入れるというのでは、これはちょっと形が違ってくるじゃないですか。そこら辺でこのアンケートが、僕が見えてないのかもしれないですが。高い工賃が払えているのが、社会福祉法人だけじゃないと思うので、株式会社であったり、というところで、そこでこの比較をしたときにどうなんかなとは。社会福祉法人が工賃が平均して上がっていくか、それとも株式会社の母体が就労Ｂを展開していて工賃が上がっているのかみたいな。そこはバランス的にどんな感じなんですか。今のところ。

○事務局　細かい分析はしていないんですが、先ほど、工賃種別と工賃との関係を見たのですが、大阪府では新規の法人だから工賃が低いとか、そういう関連性は明確には見えなかったんです。

○委員　そんな感じですか。ああ、明確に。

○事務局　株式会社でも高工賃のところはありますし、社会福祉法人でも低いところもあるという、混在していて、傾向がどうこうというほどはっきりしたものは、この資料の中の分析では、傾向という形でいうのは難しいものでした。ピンポイントではいろいろなところがあるというのはわかると思うんですが。

○委員　はい。

○委員長　委員が言われたのは、社会福祉法人も株式会社もどう違うのかという話ですね。今の話で。

○委員　そうですね。収入的なところでね。

○委員長　データ上は違いはなかったということですね。

○事務局　そうですね。言えるほど、見えない。

○委員　そうですね。はっきり言うほど。はい。

○委員　その話でいくと、地域性もあるかと思うんですが、いわゆる営利的なところは上手に価格を設定しているイメージがあります。なので、生活保護の方の上限１５，０００円を超えない設定でされているので、上手に、営利目的イコール低いということではなく、程よいところの日程になって、それでなぜ差別化が起こるかというと、就労時間が極端に短いので、働く選別するときにはすごくお得感があるんですね。１時間で日給が５００円で、１カ月来たら１５，０００円いきますよと言われたら、うちのところの場合は就労時間４．５時間ですが、４．５時間しっかり作業しないと、それぐらいいかないというところでは、自動的に選び取るというところは、はっきりと選別が起こるかなというところと。

　やはりそういうところは送迎と昼食提供はしっかりあります。なので、そこで工賃の差からは見えないんですが、選別の差がすごく起こっているので、Ｂが、うちのところは西成区なので特に他県からも算入されている事業者がすごく多くて、その辺でやはり定員割れがしっかり起こっていまして、昔ながらの作業所でマンパワーもちょっと少なくて、送迎もなくて、昼食提供もできなくて、駅からもちょっと遠い、支援だけにかかってますというところはどんどんと。昔ながらの方で、もう支援がすごく大事だと思ってくださっている方はつくんですが、やはり生活保護の割合の方も多くいらして、最初来られても、「午前中だけの作業で１５，０００円ももらえるねん。お昼も食べて帰ってええって言われてるねん。」と言われたら、さっとつられていくんですね。

　なので、工賃を上げたいのですごくお仕事はたくさん欲しいんです。でも、こなせる人がいないので、要は仕事量は増やせないんですね。特に精神の方が、うちは精神から始まった施設なので、精神の方はここにもありますように、その日にきちんと来るということ自体が課題の方が多くていらっしゃるので、安定した仕事の量がこなせない。だから、仕事を受けるところにも限界が起こる、定員割れが起こっていく、工賃は上げたい、このジレンマの中でこうやっているというところなので、やはり優先調達をありがたく私たちも利用させていただいているんですが、その母体の就労Ｂのある状況、環境というのをやはりもう少し何か整備していかないと、淘汰は自然と起こっていくのかなと思います。

　工賃を上げるというのではなくて、程よいところの人たちがたくさんいらっしゃるということと。私のところは生活保護の方が多いので、やはり上限の中で働きたいという方が多くいらっしゃって、毎日しっかり働いて、フルで来られると１５，０００円超えちゃうんですね。うちのところの価格設定でいうと。そしたら、後半、仕事調整されるんです。「ちょっと超えそうなので、作業休んでおきますわ」という感じで、全然それはご本人さんの本当に希望であって、お金を大事にする、自分の信念を大事にするというのは全然大事なんですが、やはりすごく悩ましい。働き手がやはりいらっしゃらなくなる。というところですね。はい。その辺のところで、お仕事の発注と、受け手のほうと、両方があってこそ、工賃の向上というのは起こっていくのかなというように思いました。はい。すみません。

○委員長　いえいえ。営利と社会福祉法人で違いがないとあるけれども。うまいことやっていて、工賃の額、そういうのには出ないけど、ということですよね。送迎が出るとか、昼食提供、いろいろある中で、時給としては結構いい時給になって、そっちへ人がわーと流れると。定員はそっちは満たされるけど、そうじゃないと満たせないみたいなことが背景に起こっているんじゃないかという話。

○委員　はい。私のところ。しっかりしたところ。在宅で職員さんは１月に１回だけ折り鶴を取ってきはるんですって。その折り鶴を色分けするという仕事がいいんです。月給で１５，０００円ぐらい。そんなんを取ってきます。負けます。

○委員長　それはちょっと数字では見えないところが背景にあるんだなという。

○委員　見えないです。はい。工賃額としては１５，０００円の枠に入られると思うんですね。だから、やはり就労Ｂという事業所が分かれている土俵というのは本当に複雑なところにあるのかなと思いますので、もうちょっと全体を見ていかないと、やはり仕事の内容だけでは工賃向上というのは一気には行かないのかなと、個人的には思います。

○委員長　そういう意味では、量だけ、データで見るのでなく、質的なところも調べていかないと出てこない背景があるよという。

○委員　そうですね。はい。すみません。

○委員長　いえ、貴重なご意見ありがとうございます。

○委員　今の話を聞いていて本当に。いいですか。

　これからどんどん工賃を上げていこうということ、平均工賃をどんどん上げていこうということの足枷でしかない話かなと。その１５，０００円ぐらいのところで止まるわけですよね、おそらく。そういうところがどんどん増えてくるという状況があるとしたらですけれどもね。だから、やはり何かしらの手立てではないですが、何かないかなと思ったりしたということと。

　やはり全体の中で、内職的なお仕事を受けておられるところが多いという。これはもうおそらく通っておられる利用者の方ができる仕事というのがそういう業種に多いからだろうと思うんですが、ずっと昔から受けておられてというのがあると思うんですが。なんかこの辺の、受けている仕事の種類もいろいろでしょうし、受け方もいろいろだと思うんですが、その受注単価の適正性といいますか、その辺に何かガイドライン的なものが作れたらいいのかなと思ったりは。雇用のほうはもちろん最低賃金みたいなものがあったりするので、たぶん家内労働にもそれはあるんですよね。その辺と、その障がい者の事業所に発注するから安くてもええやろう的なことが、もし、あるとすれば、やはりそれは違うんだろうということで、当然思いますし。そのあたりに何か踏み込んだ、調べたりできないのかなと思ったりしています。受注単価は、もろに利用者に支給できる工賃に影響しますので、同じ仕事していても、１個３円でやるのか、１．５円でやるのかといったら、倍から違ってくるという話で、その辺を調べたりできないのかなと。調べたうえで、これぐらいが適切ですよみたいなガイドライン、一般市場みたいなことと、そんなんができれば画期的なんではないかなと思ったりするんですが。

○委員長　受注価格というものもちょっとしっかりコントロールしていくという。コントロールじゃないけど、適正なものにしていくことがあれなんかもしれないですね。一般の状況、市場を見ながらという話。

○委員　受注単価というのはやはり抑えられたりするわけですか。

○委員　おそらく多くのところが、どれぐらいで受けるのが適切なのかみたいなことすら、たぶんないんだろうと思うんです。いわゆる原価計算みたいな、あるいは人件費も含めてみたいなことで。例えば、１時間、今の最低賃金が１０６４円ですかね、今度上がりますが、職員が１００％の力で１時間やって１０６４円以上になれば、ある意味適切な単価だと思うんですが。障がいのある人たちはいろいろな課題があって、職員と同じようにできないとするなら、それの７割とか、なんぼなのかとか、その辺はちょっとわかりませんが、そういう基準で受けるというやり方でいくと、お仕事がそんなに高水準ではないという状況があるんですよね。企業にしてみたら、できるだけ自分のところで雇って人件費掛けずに、そこのコストを切りたいということで外に出されると思うので、相互でそれが出る話なのかなという気はするんですが。やはり障がいのある人のところに発注するというところがポイントになって低くなっている感は否めないですね。はい。

○委員　はい。

○委員長　そこに少し何か介入できたら変わってくるのかなというのもあるかもしれない。そうですね。はい。ありがとうございます。そこら辺はオブザーバーはどうですか。

○オブザーバー　受注単価ですよね。共同受注窓口では、いろいろな形でお見積もりをうちのほうで出させていただきますので、何を基準にというのは、自分たちの中では一応、考え方というのは一応持っているんですが、特に一番難しいのは役務、請負作業の単価ですよね。皆さんが室内で作業されたり、室外で作業されたり、指値で言われる場合は、それについてちょっと高い・安いというのは、だいたい自分たちの相場観で交渉して、もう少し乗せていただくとか、作業単価ではなくて、例えば、配送などもあれば、納品の資材費であったり、流通・輸送費であったりというのをうまいこと乗せてご提案するという場合もあります。だいたい、それと考え方、ワンアクションいくらという単価はよく自分たちで、軽作業のときに考えるのと。

　もう一つは、先ほど仰った、時間的にどのぐらいの量がこなせるかですよね。基準はやはり、いいとは思いませんが、最賃（最低賃金）の基準で、１時間当たり何個これが仕上がるのかと考えたときに、それで１個当たりの単価を考えるという考え方と、二通りうちはだいたい多く使うと思います。

　全く発注主さんによって感覚が皆さんばらばらなので、ものすごく厳密に、例えば、もう薄利で、わかりやすいので言えば、例えば、百均の商品もよくありますが、出されるところは、コストを絞って絞っていかないといけないという事情もわかりますので、全体的には低いですし。そうでなくて、もうちょっと大きなものでやるときは、少し単価を乗せ目にしてもだいたい受けていただけることが多いです。

　企業さんにしても最近の、特に初めて頼まれるというところに関しては、指値というよりは、こちらの提案になるので、こちらがどのぐらいですというのを出してみて、ちょっとそれでは無理ということだったら交渉しますが、たいがい私で無理といわれたことはあまり、個人的にはないので、だいたい通るかなというところで、なるべくより高めに取れたら取っていくという方法を何か考えてやっています。ただ、これが正しいかどうかというのはわからないです。はい。

○委員長　そういう意味でも、なんかバラバラでそれぞれの事業所がというよりも、一つ何か、先ほど言われたように、指標じゃないが、ガイドラインが、これはだいたい、一般的にこういう理屈でこれぐらいの金額でというのが、それを見ながら事業所も交渉できたりするという話ですかね、今の話だと。

○オブザーバー　ある施設さんでお話を聞いていたんですが、やっぱり仰っていたのは、価格を下げないというのを地域でそれを共有しないと、どこかが下げると、そっちへ流れてしまうという。

○委員長　安いほうがいいですもんね。

○オブザーバー　そうですね。「安売りせんように。そこが一番やはり大切やし、気を遣う」という話をされていましたね。でないと、自分たちの工賃が下がっていくことにつながるということなんで、というのは聞いたことがあります。

○委員長　そういう意味では、「下げな」という感情は言えないやろうけど、一般的な指標みたいなのが、委員が言われたようなガイドラインじゃないけど、「こんなんありまっせ」となると、少し「じゃ、それに合わせようか」みたいな動きも出るかもしれない。

○オブザーバー　そうですよね。はい。

○委員　少なくとも、それの、例えば、今、半分とか３分の１とかで発注している企業からすると、「えっ、そうなんや」という抑止力とかにはなるのかなという気はしますね。はい。

○委員長　はい。ありがとうございます。どうですか、事務局。すごい新しい。「やろう」じゃないんですが。「やって」とか、「やります」とか、そういう話じゃないですが。「いいご意見でした」で終わるんですが。

○事務局　はい。ご意見ありがとうございました。障がいの施設で世の中にある作業ほとんどを実施されているということになると思うので、ガイドラインだと出すのは、分野といいますか、業界ごとにものすごく大変だろうなと、今お聞きして思いました。また、低く受けているところと、高く受けているところが考えられるので、ガイドラインを示したことでのハレーション想定の調整がいるだろうなというのを、クリアするには山があると思います。

○委員長　うちとこ、上げれるわというのと、高いところは下げないとあかんのみたいな話になる。

○事務局　そうですね。

○委員　どうなんですかね。高いところなんてほぼほぼないんじゃないですか。ちょっと考えにくいですが。

○委員長　そうかそうか。

○事務局　次の議題でご紹介しようと思っているんですが、すぷらうとさんというのを、今年、表彰させていただいたんですが、そちらは単価交渉をがんばって工賃を上げたというところなんですね。取り組みとしまして、事業所のがんばりですごいなと思うので、横展開をさせてもらおうと思っているのです。そういうところからすると、うちはがんばって地域の工場さんと交渉をずっとやり続けていますというところもあるのかなと思っています。そのような横展開や、今年、物価高騰があったので、中小企業庁の単価交渉の中小企業のためにしているのを、事業所さんのほうにも情報提供させていただくなど大阪府から世の中の情勢を踏まえて交渉したらいいという情報提供をさせてもらったというところです。

○委員　すいません。今の話ちょっと、民間の僕からすると、ちょっと微妙なところがあって、一律単価をこれぐらいというのは、法的にどうなんですかね。だめですよね。個別に交渉はいいですよ。個別に、うちのやるのは価値があるから高くしますとか、個別で交渉につける、全体として「これぐらいのレベルですよね」というのは、たぶんアウトじゃないですか。

○委員長　一般的な、これが目安といっても、アウトじゃないかという話。

○委員　はい。目安とか、そういうのは、がんばって安くしているところからいうと、「そんな安くされたら困るよ、もうちょっと上げよう」というのは絶対にアウトですよね。

○委員　だから、こういう事業所にあてはまるかどうかというのは、僕もちゃんとわかってないんですが。

○委員長　一般的な考え方からいくと、ということですね。

○委員　そういうのをよくちょっと把握しながらやらないと。

○委員長　確かにそうですよね。良かれと思ってやったけど、なんか変な効果が出たりとか、反作用が起こってしまうとなると。

○委員　そうなんです、そうなんです。はいはい。

○委員　あくまでも差別的なというか、そういうことにならないガイドラインだと思うんですね。だから、極端に高い、安いみたいな話ではなくて、それはもうそれぞれの自助努力というか、中でのクオリティと金額という話だと思うんですが。明らかにその情報が、作業所、事業所側はないという中で、企業さんとどういうふうに、どういうロジックで交渉するんだということも含めてですね。これぐらいのお仕事だったら、通常これぐらいもらっている、もらえるというものなんですよ、というガイドラインというのは、公式にやるのかは別にして、なんかあってもいいんじゃないかなというのは思いますがね。

○委員　はい。

○委員長　ポイントは受注単価ということだと思うんですね。それを適正化できるように、何かしらの方法をということですよね。

○委員　たぶん企業側が、明らかに赤字になるような値段を、１円で作りなさいという場合には、法に触れると思いますよ。だから、どうなんだろうな。企業側としては。企業側として発注するときというのは、これはやはり１０００円で世の中に売りたい、そうなったときに、この部品は、このぐらいの単価だねという、そういう市場もわかっていることはわかりますよね、普段お付き合いがあるから、そのベースでの交渉になるかとは思います。ただ、同じ単価だったら、じゃ、それは経営者の判断で、やはり障がいを持っている方の施設へ発注しようというのもありますし。すみません。だから、あまりいいアドバイスなんかはできないんですが。僕らが単価を決めるときは、そういう感じですね。部品の単価とかは。

○委員長　オブザーバー、どうぞ。

○オブザーバー　私たちよく相談を受けるのが、施設さんから単価交渉とか、より高い単価、仕事が欲しいと仰るんですね。新しいところとか。

○委員　ああ、そうですね。

○オブザーバー　僕は、「それは無理です」と言うんです。少なくとも仕事なので、発注者と受け手のあなたたちの信頼関係を持たないと、相手に対するメリットが提案できないでしょ、と言うんです。例えば、言い方としてはね。だから、相手側が本当にどういう計算か、それで発注する方が、「これだけ払ってもやってほしい」と思えるようなものを作っていかないと、「上げて上げて」とだけ言われてもちょっと事情がわからないので、だったら、これをするとか、もうちょっとこう工程を増やすとか、集配を自分らでやるとか、なんか増えたうえで提案するとか相談するというのは、よく相談のときに言うんですけれども。

○委員　そうですね。そういう相談には僕らとしては乗りたいと思いますよ。僕らだって、１０００円のやつを１５００円で売りたいことは売りたいですからね。なんとか付加価値をつけて。なるほど。仰るとおりですね。正直言うと、やはりそこになりますよね。

○オブザーバー　はい。やはり仕事は助け合いだというところがありますので、単にお金と物のやり取りだけでないというところも、そのための就労支援だと思っているので、やはりそういう健全な関係を発注者と作ることによって、施設側も長く仕事を受け続けられるという関係を作ってほしいということで、そういうお話をよくさせてもらうということがあります。

○委員長　福祉制度の中での就労支援ということを考えると、受注単価、これはこれでとても大切な話なんだろうけど、それだけではない、関係性、発注する側と受ける側のとの関係性みたいなところの意味合いが、普通に物を売ったり買ったりするだけではないところとしてあるんだろうというところの話だったと思いますが。はい。今回はその受注の単価どうのというのは、ここに含められるというところではないと思いますが、今後、またそういったことをおきながら、工賃向上をどう進めていけるかというのを、事務局で考えていただけたらというのをお願いしますね。はい。ほかに。まだ時間がまだありますので、ぜひぜひ、それでも結構ですし、ほかの視点からのご意見等、ご質問等でも結構です。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　計画、令和６年から８年の計画について、前は８％で、今回は５％ということで、先ほどから言っている、やはり１５，０００円に抑えないといけないところもあるし、それで言うと、１６，５００円にはなれへんけど。全国で最下位からは脱出。前まではワーストやったけど、今回は最下位になっているので、その辺はやはり脱出できるような数値目標ですかね、これは。

○委員長　下のほうをずっと行き来しているという、大阪府ではずっとなんですけどね。

○事務局　はい。これまでも、資料１‐２のほうでも触れているんですが、工賃の対前年の伸び率は全国でいうと、大阪府のほうがずっと高いのは高いんですね。ですので、この伸びを継続していくと、ワーストは脱出できるのではないのかなとは思っているんですけれども。そこは他府県もがんばられています。

○委員　大阪府の上はどこですか。

○事務局　山形県ですね。

○委員　山形県。

○委員長　山形県ですか。

○事務局　ちょっとなかなか比較も難しい。大都市同士とか、そういうわけではないというのがあります。

○委員　そうですね。２万円台にいってるところは、徳島とか、結構あっちのほう、秋田とかもいってますし。

○委員長　地方部ですね。

○委員　そうそう、結構、地方でも出ると。そこがどう違うんやろうというのが、ちょっと個人的には知りたいなと。大阪、東京と変わらない都会で仕事もいっぱいあるわけで、もちろん、町工場もあったりとか、仕事は絶対にあるはずなんですけど、そこら辺でどうつながっていくのか。逆に言えば、そういう農と福祉というので、ほかの他府県さんはそこをつなげて仕事にしているのか、物価高騰もあっていろいろなところの兼ね合いがあるとは思うんですが、そこら辺をぱっと見たときに比較をしたいなと、個人的には思いましたね。他府県と何が違うんやろうなと。沖縄とかは安いんですが、宮崎は高くて。下のほうでもありますね。違うかったりするので、その差って何やろうみたいな感じはある。だから、大阪、ちょっとバランス見ながら、なんか取り組んだら上がっていくのかなとは思いますね。

○委員長　今回、初めて他府県との比較という形でデータが出てきたんですが、委員が言われるように、具体的にこの都道府県と比べたときにというと、内容を見てみると何かヒントがあるかもしれないという話ですね。従来から、この資料１‐１のところに書かれてある、「じゃ、なんでこんなに工賃が安いんや」というのは、いろいろ聞き取り調査を事務局でもしてもらったり、過去、事務員の人から意見をもらったりしながら、事業所数が多くて、利用時間が短くて、身体障がいのある方も含めて利用時間の短い利用者が多くて、日中活動を目的としている、就労というところの視点ではなく日中活動の場なんだみたいなところが、非常に大阪府は特徴としてあるんじゃないかみたいなことは言われているんですが。じゃ、どうするのかというところで、委員が言われたように、比較の中でヒントが見えてくるのと違うかと。はい。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ご意見等は。

　「最下位脱出」というのは毎年、ぽいことは言っている。「ぽいこと言っている」と言うと怒られますが、「ぽいこと」と言ったらあきませんね。工賃を期待してというか、工賃向上を望んでいる方、利用者の方はまず、いらっしゃると思いますので、そこは大切だと思いつつ、日中活動は基本はあるということで。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。データの解釈、そして今後の計画みたいなところについてということになりますが。はい。それでは、また、あとで何かお気づきの点があればと言いながらも、次はもう一つしか議題はありませんが、言っていただいてもかまいません。

　はい。それでは、いただいたご意見を踏まえて、今回の中に含めれるものと含めれないもの等々あるとは思いますが、そこは事務局で検討いただいて、次期工賃向上計画に反映をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

　それでは、次に、議題（２）「就労継続支援優良取組表彰ついて」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　自立支援課です。議題（２）「就労継続支援優良取組表彰ついて」、説明します。資料２をご覧ください。

　昨年度より、就労継続支援Ｂ型の事業所を対象に、工賃向上や就労支援等について、優れた取り組みをたたえ、その取り組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的としまして、表彰制度を創設しました。

　昨年度の表彰につきましては、前回の３月に開催しました、工賃委員会において選定いただきました２つの事業所、社会福祉法人育永会のすぷらうと、及び、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会のりんくうワークスについて、本年４月に表彰式を開催し、２ページ目と３ページ目の資料を、大阪府のホームページに掲載しているところです。

　特に、先ほどご説明させていただきましたがすぷらうとさんにおきましては、機械の導入や作業工程改善を積み重ね、地元企業へ営業、単価、高単価の受注を交渉しているという取り組みをされているところです。今後、この両事業者の取り組みを好事例としまして、府内の事業所に対してセミナーを年度内に実施する予定としています。

　令和５年度につきましても、第２回目の表彰を行いたいと思っています。前回の工賃委員会でのご意見を踏まえまして、最終ページに添付しています、表彰の着眼のポイントがありますが、こちらを一部見直ししたいと考えています。

　最終ページですが、こちらのほうが、Ｂ型の事業所につきましては、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動の場の提供を通じて、能力等の向上を図る場である一方で、国のほうで策定されました、障害福祉計画の基本指針で、Ｂ型から一般就労への移行の目標数が設定されているというところです。こちらを踏まえまして、定量的なポイントとして、工賃につきましては、全国の平均工賃月額を上回るもの、かつ、工賃向上計画を提出していることを項目としています。就労者数につきましては、前年度に一般就労実績があることと、昨年度はしていたのですが、Ｂ型の雇用が困難な方が利用されているということを踏まえまして、過去３年間で１人以上の一般就労への移行の実績がある事業所、というように変更させていただきたいと考えています。その他の着眼ポイントにつきましては、昨年度とは変更せず、各事業所の工賃や就労への取り組み、その他、利用者や職員等への取り組み等をご記入いただいて公募していただきたいと考えているところです。

　あわせて、本年度のスケジュール予定ですが、本委員会終了後に手続きを進めまして、９月下旬をめどに公募を開始しまして、１２月上旬に候補者選定を実施し、年度内に表彰を実施したいと考えています。議題（２）に関しては、以上です。

○委員長　審議するところは、旧のところが、就労者数のところだけ変わったという審議ですね。

○事務局　はい。

○委員長　ということになりますが。こちらの議題（２）「就労継続支援優良取組表彰について」、ご意見・ご質問等を皆さんからいかがでしょうか。ご質問でも、ご意見でも。去年からですね。

○事務局　はい。

○委員長　去年からということで。去年もこの委員会で審議をして、実際に決定したということでありますが、皆さん、いかがでしょうか。

　特に去年、ここで審議して決定したならの問題というか課題があったということはなかったわけですね。

○事務局　そうですね。はい。こちらについてはありません。「厳しいのではないか」というご意見はいただいたのですが、実施して、今年度、見直しを、というようになっています。

○委員長　はい。

○委員　昨年のこの２カ所については、この旧の基準でもクリアされているということですよね。

○事務局　そうです。

○委員　でも、緩める。緩めるというか、対象が増えます。増えることにはたぶんなると思うんですが、ということなんですね。

○事務局　はい。

○委員　工賃向上に寄与する、ここが模範といいますか、「こういう取り組みが優良ですよ」というようなことをどんどん紹介していきたいということで、ということですものね。

○事務局　はい。そうです。

○委員　その趣旨はとってもよくわかるので、これでいいとは思うんですが、就労継続支援Ｂ型の事業所でも、積極的に就労支援に取り組んでいるところもあるので、そこの、別にそこを評価しないというわけではないですから、いいかなとは思いますが。

○委員長　どうぞ。

○委員　いいですか。前の議事録で、メリットがいるのじゃないのかなというのを見せていただいたのですが、今回この優良シールというのがありますが、このすぷらうとさんとりんくうワークスさん、これを受賞されて、その後、変化があったのかなと。

○委員長　なるほど、受賞になって、何かええことありましたかと。

○委員　そうですね。検索件数が増えたとか、すぷらうとさんが。なんかそういう、どうなのかなと。

○委員　利用者が増えたとか。

○委員長　なるほど。

○事務局　前回の工賃委員会でご議論いただき、４月に表彰、ホームページに載せて、まだ半年もたっていないので、そこまでの影響はまだ測れないのではないかと思います。

○委員　そうですね。すみません。わかりました。

○委員長　今後見ないといけない。表彰されて。

○委員　そうですね。これを、こんなやりましたアピール、やっぱりしないと。逆に見方を変えたら、これをぱっと見て、「うち、これ表彰取れるな、申請しよう」というところと、すぷらうとさんところみたいに、機械導入しました、服装変えて、スーツにして、価格交渉しましたよと、いろいろ努力をして取りに行ったのとは、また形が変わってくるのかなと思うので、そこら辺の違いというところも見たいなと。

○委員長　モニタリングじゃないけど、受賞したあとのいろいろなところ。

○委員　そうですね。はい。じゃ、受賞したことによって、これだけの変化したことがありましたというアピールになりますので、じゃ、もうちょっと件数も、増えてくるといいなと。

○委員長　それをもとに次の、こういう効果があったというのをもとに、「出しませんか」みたいな宣伝ができるという。なるほど。

○委員　そうですね。はい。そうですね。

○委員長　やりっぱなしが一番あかんやつですからね。やったあとにという効果を。ありがとうございます。今の段階ではちょっと見えないけれども、ということで。これは事務局のほうでお伝えしてほしいというところ。次回なりで、報告いただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。これからの取り組みということで、第１回も先ほど言った効果とか、そういったものが見えない状況でということで、第２回の表彰になるということになりますが。はい。

　よろしいでしょうか。はい。

　はい。それでは、ほかにないようですので、議題（２）も終了ということで、以上をもちまして、本日の議事は全て終了とさせていただきます。皆さんの貴重なご意見をいただいて、私のざっくりな会議運営でしたが、示唆的な点が多かったと思いますので、事務局もそれを念頭に、進めていただければと思います。それでは、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○事務局　委員長ありがとうございました。

　本日は、各委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、ご審議いただきました内容を基に、令和６年から８年度の工賃向上計画の策定を進め、工賃向上を図ってまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、今後ともご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、これをもちまして、「令和５年度第１回工賃向上計画の推進に関する専門委員会」を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

○一同　ありがとうございました。

（終了）